

令和6年度

児童支援活動及び
保護者会活動について

八千代市立みどりが丘小学校保護者会

はじめに

本会は、会員相互の親睦と理解を深め、緊密な協力によって児童の教育的環境を良くし、児童の幸せを守ることを目的とする。

(みどりが丘小学校保護者会規約 第4条)

みどりが丘小学校保護者会は、学校・地域・ご家庭のパイプ役となりながら、子どもたちがより良い環境の中で学校生活が充実した日々になるようにサポートしているボランティア団体です。保護者の皆様が無理なく活動しやすいように、「できる人が、できるときに、できることを」モットーにしながら活動しやすい体制を目指しております。

みどりが丘小学校は、年々児童数が大幅に増加しており、子ども達の健全育成と教育環境を整えていくにあたり、保護者や地域の方々のお力がとても必要となっております。十分に主旨をご理解いただき、子ども達のために積極的にご参加くださいますよう、よろしく願いいたします。

自主的に実施しているサポート活動

(児童支援活動)

- ① 除草・校内掃除などの美化活動による環境衛生の向上
- ② 登下校時の見守り活動による児童の安全確保
- ③ 資源回収、ベルマーク回収及び芝の維持による教育環境の向上
- ④ 芸術鑑賞など児童への教育環境の提供 など

児童支援活動等では、児童に対してA児童、B児童という名称で呼ばせていただいています。

A児童

本校に在学中の兄弟・姉妹の中で一番年長の児童

B児童

A児童の弟妹の児童

保護者会への参加について

参加を希望されない場合は非加入届を教頭先生まで直接提出ください。

個人情報の取り扱いについて

保護者会への加入に伴いまして、活動に必要な個人情報（保護者及び児童の氏名・クラス等）を会の活動に限り使用すること、また、円滑な活動実施のために学校側とこれらの個人情報を共有する事について同意いただいたこととなります。なお、保護者会は秘密保持義務を負い、個人情報保護法に基づき適切な取り扱いに努めます。

保護者会活動への参加の目安について

保護者会活動は、強制ではなく、保護者の皆様が無理なく活動していただけるような体制を整えております。その活動の目安として、児童一人につき在学中に1～2回の活動を実施していただくことを目安としています（ポイント制の導入）。なお、青少年相談員・スクールガードの活動は委員会活動等と同等とみなされます。

児童支援費について

保護者の総意により決定した児童支援活動やそれをサポートするための保護者会活動を実施するために、活動費や運営費として納付いただくのが、児童支援費（1世帯年間2,000円）です。児童支援費は、入学式や卒業式、児童参加型の行事などにも使用される経費でありますので、保護者会への参加の有無によらず、主旨をご理解いただき、納付いただきますよう、ご協力をお願いします。また、兄弟で別の小学校に通学されているご家庭も納付の対象といたしますが、ご事情ある場合は、別途ご相談ください。

年度初めの納付を原則とするため、年度途中での転入では納付いただくことはありません。また、年度途中で転校等があった場合には、返金を行いませんのでご了承下さい。

ご相談窓口

保護者会本部メールアドレス midorigaoka.hogosyakai@gmail.com

ポイント制について

保護者会活動では、あくまでも活動の目安としてポイント制を導入しており、児童毎に1～2ポイントを目安としておりますが、強制ではありません。

本部役員（会長・副会長・書記・会計・監査）

任期2年で、全ての児童（未就学児を含む）に2ポイント付与されます。（諸事情により1年で退任される場合は、引き受けた児童分として2ポイント付与されます。なお、在任中に在籍していた児童に対してポイントを分けることができます。）

免除条件：任期を満了した場合、その後、全ての保護者で実施する見守り活動及び美化活動以外の全ての活動が免除されます。

正副委員長

引き受けた児童分として2ポイント付与されます。なお、在任中に在籍している児童に対してポイントを分けることができます。

免除条件：その後の正副委員長が免除されます。

委員

引き受けた児童分として1ポイント付与されます。

青少年相談員

任期3年で、引き受けた児童分として年1ポイント付与されます。引き受けた児童のポイントが満された場合は、2年目以降、在籍している児童に対象を変更することができます。

スクールガード

任期1年以上で、引き受けた児童分として年2ポイント付与されます。引き受けた児童のポイントが満された場合は、2年目以降、在籍している児童に対象を変更することができます。

本部役員及び委員等の免除について

- 本保護者会の正副委員長経験者は、その後の正副委員長活動が免除

されます（未就学児に対する活動についても免除の対象になります）。

- 本保護者会の本部役員の任期を満了した者は、その後の本部役員、正副委員長、委員の活動が免除されます（未就学児に対する活動についても免除対象となります。なお、全保護者で実施する見守り活動及び美化活動は免除の対象ではありません。）
- ご事情のある方は、互助の観点から保護者会活動及び児童支援活動の一部もしくは全部が免除されます。免除内容等については、個人差もあることから、ご本人の判断によらず本部役員にご相談ください。

他校PTA等加入者の免除について

- 他の小学校にて同時期にPTAや保護者会などに加入し活動をおこなっている保護者は、互助の観点から本校の保護者会本部役員、正副委員長、委員の活動が免除されます。また、中学校にて同時期にPTA役員などの役職に就いている場合も本部役員及び正副委員長活動が免除されます。
- 青少年相談員は、保護者会の委員会活動等と同等とみなすことから、その在任期間中の保護者会本部役員、正副委員長、委員の活動が免除されます。

青少年相談員

(保護者会活動外)

※9月に公募、10月に保険登録を行う。実際の活動は、翌年度より3年間千葉県知事および八千代市長からの委嘱を受けて、校区内外での幅広い青少年健全育成活動を行う。保護者会が主催する活動ではありません。

【以前の活動内容】

- キャンプ
日時：8月下旬頃（日曜日）
場所：船橋市立大神保青少年キャンプ場
主なプログラム：流しそうめん・カレー作り・キャンプファイヤー・ナイトレクなど
- みんなで運動会
日時：10月下旬頃（日曜日）
場所：八千代市総合グラウンド
主なプログラム：キャタピラ競走・障害物競走・玉入れ・ジャンボバトンリレーなど
- ジュニアトライアル
日時：2月下旬頃（日曜日）
場所：八千代市民体育館
主なプログラム：缶つみ・ダーツ・魚釣り・ペットボトルコロコロ・雑巾がけ競走など
- 葛南地区課題研修会
日時：11月上旬頃（日曜日）
場所：市川市勤労福祉会館
内容：講師を招いてのレクリエーション講習
- 八千代市青少年相談員理事会
日時：年10回程度 平日19時～21時
場所：八千代市教育委員会

【特記事項】

- 相談員の年齢は「委嘱時に20歳以上55歳以下とする」千葉県で定められた年齢制限があります。
- 保険は青少年相談員で加入しています。
- 任期は、3年です。
- 上記の他にみどりが丘小学校運動会にてパトロールをしております。
- 保護者会側から活動に係る経費（交通費、茶話会代など）の支払いはありません。
※保護者会の中の委員会活動ではありません。

スクールガード

(保護者会活動外)

千葉県交通安全条例に基づいた交通安全推進隊に所属し、子どもの通学路などにおける見守り、保護・誘導を行う。

【予定される主な活動内容】

- 登下校時に通学路の交差点での見守り活動
- 見守り時の児童の危険行為などを学校へ報告
- 見守り会議への出席

【注意事項】

- 本部活動や委員会活動などについては、ご自身やご家族のご負担とならないよう無理のない範囲で活動に参加して下さい。
- 児童支援活動及び保護者会活動に参加される方は、家族のどなたでも構いません。
- 状況により、児童支援活動や委員会活動の内容が、変更または中止になる場合があります。